

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長
(大阪市域交通圏、福岡交通圏及び札幌交通圏)に係る審議(第3回)

1. 日 時

平成30年8月23日(木) 11時40分～11時50分

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委員>

原田尚志(会長)、牧満(会長代理)

河野康子、根本敏則、山田攝子、和田貴志

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審理室 奈良、新倉

4. 議事概要

- 事案処理職員から平成30年8月21日(火)の討議を踏まえた答申案及び答申案に付す要望事項案について説明を聴取した後、審理の結果、特定地域の指定の期限について、大阪市域交通圏、福岡交通圏及び札幌交通圏は平成30年11月1日から平成31年3月31日までの間、延長することは適当である旨答申することとした。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。